大阪大学と堺市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪大学及び堺市(以下「両者」という。)が包括的な連携のもと、 教育・研究、国際交流及びまちづくりの各分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄 与することを目的とする。

(連携協力事項)

- 第2条 両者は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力する。
 - (1) 両者の人的・知的資源の交流に関する事項
 - (2) 両者の協働による調査研究及び事業の実施に関する事項
 - (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
 - (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、原則として両者が各々応分 に負担する。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者 が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成19年(2007年) 12月 17日

堺市長
大阪大学総長

(自署) (自署)